

徳島市地域防災計画 令和5年修正（案）について

1 徳島市地域防災計画について

- 災害対策基本法に基づく本市の災害対策の基本となる計画であり、国が定める「防災基本計画」、県が定める「徳島県地域防災計画」との整合を図りながら、徳島市防災会議が作成する。
- 本計画は、本市の災害対策として実施する、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」等について対処すべき事項を定めたもの。

2 主な修正項目（案）

災害及び危機事象への更なる備えの充実を図るため、以下の内容を新たに規定する。

(1) 国の防災基本計画の修正に伴う取組み

- ① 避難情報の適切な発令のための取組み
- ② 要配慮者への取組み
- ③ 防災意識の普及・啓発

(2) 徳島県地域防災計画の修正に伴う取組み

- ① 官民連携の被災者支援体制の構築
- ② 災害時のペット同行避難対策
- ③ 災害時快適トイレ計画の推進
- ④ 安否不明者等の氏名等の公表

(3) 本市災害対応力の向上を図るための取組み

- ① 臨時災害放送局の開設
- ② 復興事前準備の推進

2 主な修正項目（案）

(1) 国の防災基本計画の修正に伴う取組み

① 避難情報の適切な発令のための取組み

- ・ 避難指示等の発令に当たり、必要に応じて、民間気象予報会社や気象防災アドバイザー等、専門家の技術的助言等を活用し、適切に判断を行う。
- ・ 津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準の設定に努める。



**高台に避難
してください**



2 主な修正項目（案）

(1) 国の防災基本計画の修正に伴う取組み

② 避難所における要配慮者への取組み

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。



また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。



③ 防災意識の普及・啓発

消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

2 主な修正項目（案）

(2) 徳島県地域防災計画の修正に伴う取組み

① 官民連携の被災者支援体制の構築

被災者が早期の生活再建に取り組むことができるよう、庁内の関係部局や民間団体（社会福祉協議会や士業団体、NPO等）と連携し、災害時における民間団体との連携・支援のあり方について研究・検討し、被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、迅速な支援ができる体制の構築に努める。



2 主な修正項目（案）

(2) 徳島県地域防災計画の修正に伴う取組み

②災害時のペット同行避難対策

平常時から関係団体との連携体制を整備しておくとともに、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等について普及啓発を行う。

ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設できない場合は、県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努めるものとする。



2 主な修正項目（案）

(2) 徳島県地域防災計画の修正に伴う取組み

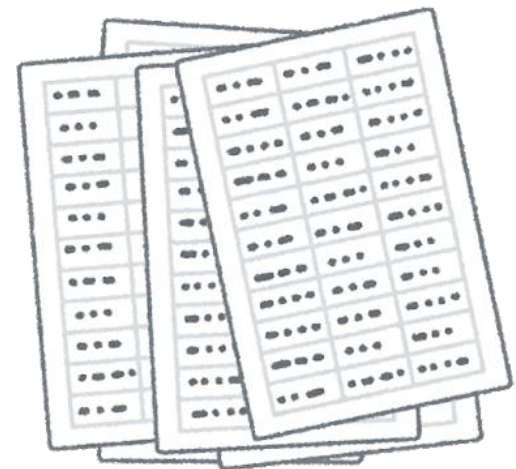
③ 災害時快適トイレ計画の推進

徳島県がまとめた「災害時快適トイレ計画」について、各種計画やマニュアルの改善に積極的に活用するとともに、発災後は「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を活用し、トイレ環境の悪化を防ぐよう努める。



④ 安否不明者等の氏名等の公表

徳島県がまとめた「災害時の安否不明者等の氏名等の公表マニュアル」に基づき、安否不明者の積極的な情報収集について、関係機関の協力も含めた体制の構築を研究・検討する。



2 主な修正項目（案）

(3) 本市災害対応力の向上を図るための取組み

① 臨時災害放送局の開設

大規模災害時において、災害関連情報、避難所及び各種復旧状況などの情報を市民へ正確かつ迅速に伝達するため、FM放送局と協定を締結し、臨時災害放送局を開設する。



② 復興事前準備の推進

国がまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」に則り、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取組を推進する。

